

子どもたちと向き合う時間の確保に関する意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっている。さらには、相対的貧困率を見ても分かるように、近年、課題を抱えた子どもたちは増加傾向にある。そんな子どもたちに教職員が寄り添うためには、学校現場にゆとりが必要なことは言うまでもない。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員の長時間労働是正は喫緊の課題であり、そのために教職員定数改善は欠かせない。

しかし、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっている。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差も広がっている。

さらに、就学援助受給者の増大にあらわれているように、社会全体として低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、所得の違いが教育格差につながってきている。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育予算を国全体として、しっかりと確保・拡充させる必要がある。

よって、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 「子どもたちと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、少人数学級を推進すること。
- 2 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 27 日

豊 岡 市 議 会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 殿